

## 中之条町チャレンジショップ出店支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗対策を図るため、商店街の賑わいの創出と町内事業の活性化のため空き店舗を商業施設又は事務所等として新規に開設する中之条町チャレンジショップ出店支援事業（以下「支援事業」という。）に対する補助金の交付に必要な事項を定める。

(支援及び対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付は、新規出店者の空き店舗賃借料について、予算の範囲内で交付する。

2 この事業の対象者は、町税及び使用料等を滞納していない者で、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行おうとする者

(2) この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者

(3) 空き店舗の所有者と生計を一にする者又はこれに類すると認められる者

(4) その他町長が不相当と認める種類の営業を行っている者

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規出店者 町内の空き店舗等を賃借し、支援事業を行う個人又は団体をいう。

(2) 商店街 一般飲食店、小売業及びサービス業等が主体となって形成している区域で町長が定める区域をいう。

(3) 空き店舗 商業(サービス業を含む。)又は事務所の用に供していた建物。

(補助対象及び期間)

第4条 補助の対象は、新規出店者が空き店舗を3年以上の期間継続的に利用し、自ら運営する事業で、昼間の営業時間帯に連続して営業し、かつ、直接客が店舗に来る事業とする。

2 補助の対象期間は、申請者が町民の場合は3年間、町民以外の場合は1年間を最長とする。

3 前2項の規定にかかわらず地域の活性化の調査研究のため出店する場合で町長が特別に認めた事業とする。

(補助金の算定)

第5条 支援事業に対する補助は次の区分とし、下記による算定額とする。

- (1) 空き店舗の全部又は一部の改修に要する経費。
- (2) 新規出店の用に供するための建物の賃借料

2 補助金は下記区分により算定し、1,000円未満の額は切り捨てて交付する。

|     |      |                      |
|-----|------|----------------------|
| 賃借料 | 補助率  | ・ 2分の1               |
|     | 限度額等 | ・ 一ヶ月5万円(年間60万円)を限度  |
| 改修費 | 補助率  | ・ 2分の1(町内業者への発注に限る。) |
|     | 限度額等 | ・ 初年度1回限り30万円を限度     |

(空き店舗補助金交付支援)

第6条 空き店舗補助金交付支援については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、中之条町補助金等に関する規則(平成22年中之条町規則第1号)に定めるもののほか、次条から第15条に定めるところによる。

(交付申請)

第7条 空き店舗補助金交付支援により、補助金の交付を受けようとする新規出店者は、中之条町チャレンジショップ出店支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業開始前に町長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗の賃貸借契約書の写し
- (2) 空き店舗の付近の見取図、建物平面図
- (3) 個人又は団体を証明するもの又はこれに準ずるもの
- (4) 図面及び契約書の写し等(改修の場合に限る。)
- (5) 誓約書(別紙1)
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 補助金の交付申請は年度毎に行うものとし、賃貸借契約書を添付して行う。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、中之条町チャレンジショップ出店支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた新規出店者は、出店事業申込書の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、中之条町チャレンジショップ出店支援事業補助金変更(中止、廃止)申請書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、その内容を承認したときは、中之条町チャレンジショップ出店支援事業変更(中止、廃止)承認通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助金の交付決定を受けた新規出店者は、改修費補助にあつては補助対象事業が完了したときに中之条町チャレンジショップ出店支援事業実績報告書(別記様式第5号)を事業収支決算書(別記様式第6号)と併せて次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。また、賃借料補助にあつては、四半期毎に実績報告に家賃の支払いが確認できる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 完成写真(改修の場合に限る。)
- (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し(四半期ごと)
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、事業の成果が交付内容の決定に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中之条町チャレンジショップ出店支援事業補助金確定通知書(別記様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条に規定する確定通知を受けた申請者は、中之条町チャレンジショップ出店支援事業補助金交付請求書(別記様式第8号)を町長に提出して補助金請求を行うものとする。

(決定の取消し)

第13条 町長は、新規出店者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 3年を経過せず対象事業の建物における営業を中止したとき

2 町長は、前項の取消しを行ったときは、中之条町チャレンジショップ出店支援事業補助金取消通知書（別記様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、速やかに交付した補助金の全部又は一部を新規出店者に返還させるものとする。ただし、町長が返還させる必要がないと認めるときは、この限りでない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、平成28年4月1日以後の支援事業に適用し、同日前の支援事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、平成29年4月1日以後の支援事業に適用し、同日前の支援事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。